

# 平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省 最終的な調整結果

管理番号

168

提案区分

A 権限移譲

提案分野

その他

提案事項(事項名)

国の会計事務に関する受任権限の指定都市への付与

提案団体

埼玉県

制度の所管・関係府省

財務省

求める措置の具体的内容

指定都市が国の会計事務(以下、国費事務という)について、委任を受けることを可能とし、指定都市に係る国費事務は都道府県を介さないで行えるようにする。

具体的な支障事例

## 【現行制度】

国費事務は、会計法により、知事又は知事の指定する職員が行うこととすることができるとされている。この規定に基づき、都道府県は国の会計機関として、支出負担行為や支出の決定、繰越承認申請などの国費事務を行っている。しかし、市町村は国からの委任を受けられないことから、都道府県は国庫補助金(交付金を含む)に係る会計処理等の国費事務について、指定都市を含め市町村分を代行している。

一方、国庫補助金に係る申請や変更申請手続、繰越承認申請前の調整等について、指定都市は県を介さず国と直接行うこととされているものも少なくない。これらの国費事務は、県が実質的な調整過程に関与しないまま、形式的な手続(官庁会計システムの打込み作業等)のみを担っている。

## 【支障事例】

指定都市は、申請手続等を国と直接行うものについても、最終的な会計処理は県に依頼することになるため、県への説明等に時間を要すだけでなく、短時間で必要資料作成等の事務処理を行わなければならない。また、県では詳細なチェックができないため、事務が形骸化してしまい、責任ある処理が困難である。さらに、付帯する各種照会(示達額確認、国費進捗など)等についても県が相当の事務を担っている。

例えば、社会資本整備総合交付金関係では、H28年度、35件約66億円分の支出事務を行った。指定都市は他の市町村よりも国費金額やその流用も多いため、国費の動きを県で把握することが困難である。

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

指定都市では、一貫した国費事務が可能となり、事務の迅速化・効率化が図られる。県では、指定都市分の形式的な手続が省略され、事務の効率化が図られる。さらに、国費事務の責任がより明確になる。

根拠法令等

会計法第48条

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

神奈川県

○【現行制度】

本県内の指定都市についても、国の会計事務を法定受託している県を介さず、直接補助事業について国と調整を行っているものが少なくないため、同様の支障が発生しており、会計処理は形式的なものとなっている。

【支障事例】

直接国と指定都市がやりとりする補助金については、国と当該市の間で交付決定の通知や、補助事業に関する調整が行われており、そこに国の会計機関としての県は介入しないため、会計処理を行うための情報(交付決定や、事業の進捗など)を当該市に確認しないと入手できず、執行管理が非常に困難となっている。なお、例として本県の社会資本整備総合交付金においては、H28 年度、54 件約 227 億円分の支出事務を行った。

各府省からの第 1 次回答

ご指摘の支障事例については、会計法第 48 条及び補助金適正化法第 26 条第 2 項によって国から指定都市への事務の委任ができないから生じているというよりは、むしろ都道府県が行うこととする事務の範囲の設定の問題であって、国から指定都市への委任を可能とすることによって解消するものではないと考えられる。

これらの規定により国の会計事務のすべてを都道府県が行うこととすることはできないが、当該事務をどの範囲で都道府県が行うこととするかによって支障事例を解消する余地がある。

なお、都道府県の実施に支障があるような事務の範囲の設定に対しては、都道府県には、例えば、法の規定により都道府県知事が同意を行わないという意思決定の余地がある。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

会計法第 48 条の規定は、都道府県知事の同意を前提としているので、都道府県が行うこととする事務の範囲を見直し、法の規定により知事が同意を行わないという意思決定の余地があるという御指摘はもっともである。

しかし、知事が同意を行わないとなると、指定都市に係る国費事務は全て国が行うこととなり、今度は国側で事務の負担増等の新たな支障が発生することが想定される。

例えば、平成 28 年の仙台市提案「保健衛生分野の補助金交付申請における手続きの簡素化」(管理番号 144)における、厚生労働省の第 1 次回答では、市町村の支出事務を国が行うこととした場合について、「全国の市町村の支払い事務が国に集中し、国の事務負担が大幅に増加し、期間が短縮されるどころか現状より多くの期間を要することになる」としている。

また、指定都市分のみ国が国費事務を行う形態は、国と地方の役割分担の観点からすると適切であるとは言いがたく、なにより、指定都市側で一貫した国費事務が行えないという現在の状況に何ら変化は生じないこととなる。

以上により、指定都市に係る国費事務を国が行うようにするのではなく、法改正によって指定都市に受任権限を付与することが支障事例を解消する妥当な手段であると考えことから、改めて当該提案を御検討いただきたい。

最後に、国庫補助金に係る事務(交付申請等の国との直接的かつ実質的な調整)を指定都市が行うことができる現状に対し、なぜ最終的な会計処理について委任の対象を都道府県に限定する必要があるのか、という点についても考慮していただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を適切に踏まえ、更に検討すべき。

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第 2 次回答

事務の効率化を図る必要があることは理解するが、そもそも会計法第 48 条は、地方における会計事務等の

円滑、適正かつ確実な執行を図ることを趣旨として、都道府県知事等が国の事務を行うことを可能とする規定であり、分権の議論に関する規定ではない。国の会計事務の円滑、適正かつ確実な執行という趣旨を考慮すれば、国の会計事務を指定都市が行うこととした場合、指定都市以外の事務は引き続き道府県が行わざるを得ず、現行の都道府県が行う場合と比較して会計機関が増えて事務の主体が分散することになり、国にとって特段のメリットがあるとは考えられない。

また、支障事例にあるような県を介在しない調整については、当初から県を通じた調整を行う等の各府省における調整余地があるのではないかと考えられる。

なお、最後のご指摘の点について、指定都市が行っている交付申請等の直接的かつ実質的な調整は「補助事業者」としての立場に基づくものである一方、都道府県が行っている会計処理は交付する交付決定者の事務であって、外形上利益相反を避けるため、補助金等を受領する側と交付する側とで事務を分けているものである。

#### 平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針（平成 29 年 12 月 26 日閣議決定）記載内容

—